

【すこやか歳時記】

文月の候



国際化社会・情報化社会は 海外の出来事も瞬時に影響。 自社の事業も常に心構えを

先月から始まっているサッカーのワールドカップ北中米3カ国大会は、7月19日の決勝戦に向けて世界中から注目が集まっています。すでに6月28日からは決勝トーナメント1回戦に突入して、7月4日からは2回戦が始まります。同日は開催国の一つアメリカの独立記念日でもあり、今年はちょうど建国250周年にあたることで、例年以上に盛大な催しが各地で開催される予定です。

海外での出来事が瞬時に伝わってくる現代は、まさに国際化社会であり情報化社会でもあります。終わらない他国の戦争や紛争も無関係ではなく、さまざまな国内事業にも多大な影響が痛感されています。まずは世界の平和を願いたいものですが、自社のリスク管理や心構えも忘れずに。

日々是好日カレンダー

7 月 JULY 文月・七夕月・
愛逢月・女郎花月

1 水	・ 国民安全の日・建築士の日 ・ 心とからだの健康づくり推進月間
2 木	・ 半夏生・ユネスコ加盟記念日 ・ 蛸の日・たわしの日
3 金	・ 波の日・七味の日 ・ ソフトクリームの日・通天閣の日
4 土	・ アメリカ独立記念日・梨の日 ・ 和服洋服直しの日
5 日	・ 農林水産省発足記念日 ・ 江戸切子の日・穴子の日
6 月	・ 公認会計士の日・ピアノの日 ・ サラダ記念日
7 火	・ 小暑・七夕の節句・川の日 ・ ゆかたの日・乾麺デー
8 水	・ 那覇の日・質屋の日 ・ 中国茶の日
9 木	・ ジェットコースターの日
10 金	・ 雇用保険被保険者資格取得届の提出
11 土	・ 世界人口デー・職業教育の日 ・ 真珠記念日・YS-11 記念日
12 日	・ ラジオ本放送の日 ・ 人間ドックの日・洋食器の日
13 月	・ 盆迎え火・生命尊重の日 ・ 日本標準時制定記念日・もつ焼の日
14 火	・ 検疫記念日・求人広告の日 ・ バリ祭・内視鏡の日・ゼリーの日
15 水	・ 盂蘭盆会・中元 ・ ファミコンの日・大阪港開港記念日
16 木	・ 盆送り火・やぶ入り・国土交通デー ・ 駅弁記念日・虹の日
17 金	・ 国際司法の日・理学療法の日 ・ 漫画の日
18 土	・ 光化学スモッグの日・勤労青少年の日 ・ ネルソンマンデラデー
19 日	・ 戦後民主主義到来の日 ・ 女性大臣の日・北壁の日
20 月	・ 海の日・夏の土用入り ・ T シャツの日・ハンバーガーの日
21 火	・ 自然公園の日・日本三景の日 ・ 神前結婚記念日
22 水	・ 著作権制度の日・下駄の日 ・ ナッツの日
23 木	・ 大暑・文月ふみの日 ・ カシスの日・天ぶらの日
24 金	・ 地藏盆 ・ 劇画の日
25 土	・ 知覚過敏の日・かき氷の日 ・ うま味調味料の日・はんた付けの日
26 日	・ 土用の丑の日・ポツダム宣言記日 ・ 幽霊の日・日光の日
27 月	・ 政治を考える日 ・ スイカの日
28 火	・ 世界肝炎デー・地名の日 ・ 菜っぱの日
29 水	・ アマチュア無線の日・白だしの日 ・ 福神漬の日・凱旋門の日
30 木	・ プロレス記念日 ・ 梅干の日
31 金	・ 社会保険料納付期限（6 月分）

優良職員表彰 受賞のご報告



表彰式にて

令和8年5月25日、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会福岡支部の令和8年度通常総会が開催されました。

総会において行われた「事務組合優良職員表彰」では、当グループの福岡中央労務管理事務所 所長代理 兼 労務ジャパン株式会社 取締役・熊丸賢嗣が表彰を受けました。これもひとえに皆さまの温かいご支援の賜物と、心より感謝申し上げます。今後も誠実に取り組んでまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

《今月の特集①》SNS 情報漏洩リスク対策の重要ポイント

2026年4月、SNSを起点とした職場の情報漏洩事故が立て続けに発生しました。
事件の概要と企業の対策について解説します。

はじめに

2026年4月、SNSを起点とした職場の情報漏洩事故が立て続けに発生しました。いずれも「悪意ある内部犯行」ではなく、若手従業員の無意識・反射的な投稿が引き金となっています。以下、その事件の概要と企業の対策について解説します。

相次いだ2つの事故

事例① 西日本シティ銀行（2026年4月）

下関支店の行員が、勤務中に私物スマートフォンのSNSアプリ「BeReal(ビーリアル)」を使用し、執務室内を撮影・即時投稿しました。ホワイトボードに書かれた顧客7名の氏名のほか、業績目標・貸出金・個人ローンの数値目標・PCの画面などが丸ごと写り込み、X(旧 Twitter)で拡散。

1,042万ビュー・1.4万里ポストを超える大炎上となりました。BeRealは「通知から2分以内に撮影・投稿することを促す」アプリであり、その反射的投稿を誘発する設計が深刻な判断ミスを招いたとみられます。(後に投稿された画像が2年前のものである可能性も指摘されており、過去の投稿が蒸し返されて炎上する危険性を示すものともみられています)

事例② 川崎市役所（2026年4月）

新規採用職員が、不特定多数が閲覧できるLINEの「オープンチャット」に研修用資料の写真を投稿しました。資料には外部講師の氏名・勤務先などが含まれており、外部に拡散しました。市長は会見等で「認識が甘い」「こんなことまで注意喚起をしなくてはならないのか」などと苦言を呈し、全庁的な再発防止策の検討を表明しました。この2つの事件は、入社・入職直後の従業員によるSNSリスクを軽視した無自覚な行動が原因という点で共通しています。

実践的対策

① 撮影・録画の禁止対象を明文化する

「業務中の撮影禁止」では抜け穴ができます。「ホワイトボード・PC画面・書類・顧客情報が見える場所での撮影」のように禁止対象を具体的に列挙しましょう。オフィスの物理的エリアごとに「撮影不可ゾーン」を設定し、掲示物で周知することも有効です。

② 私物スマートフォンの使用エリア・時間帯制限

執務室・接客エリアでの私物スマートフォン使用を原則禁止し、休憩室のみ許可するなどゾーニングを行います。また業務時間中(勤務開始～終了)は私物スマホをロッカー保管とするルールも効果的です。

③ SNS モニタリング(巡回監視)を導入する

自社名・商品名・施設名などのキーワードで定期的にSNSを検索する「エゴサーチ」を担当者が週次で実施する方法です。早期発見と即時削除対応が二次被害の拡大防止につながります。

④ 新入社員・若手への教育を入社直後に実施する

入社式・研修初日のタイミングで「業務情報のSNS投稿禁止」を就業規則と合わせて説明し、署名付きの誓約書を取得する方法です。

⑤ 就業規則・SNS利用規程を整備・周知する

罰則規定(懲戒処分の対象となる行為)をSNS規程として明文化します。ポイントは「業務関連情報の投稿禁止」「会社・顧客・取引先が特定できる情報の公開禁止」「違反した際の処分内容」の3点です。

まとめ

今回の川崎市長が言うとおり、「こんなことまで注意喚起をしなくてはならない」時代であると認識し、厳しめに周知徹底するほうがよいでしょう。

《今月の特集②》カスタマーハラスメント対策義務化について

10月1日から全ての事業主に対してカスタマーハラスメント対策が義務化されます。
その内容と対策のポイントについて解説します。

はじめに

2025年6月に成立した改正労働施策総合推進法（いわゆる「カスハラ対策法」）により、2026年10月1日から、すべての事業主に対してカスタマーハラスメント（以下「カスハラ」）対策が**法的義務**として課されます。

パワハラ・セクハラと同様に、対策を怠った場合は助言・指導・勧告の対象となり、勧告に従わない場合は企業名公表もありえます。業種・規模を問わず対応が必要ですので、早めに準備を進めてください。

カスハラとは

カスハラとは、顧客・取引先・施設の利用者などから従業員に対して行われる、社会通念上許容される範囲を超えた言動であって、就業環境を害するものを指します。具体的には以下のような行為が該当します。

- ① 長時間にわたる拘束・同じ内容の繰り返し要求
- ② 土下座・過大な金銭補償の強要
- ③ SNS・口コミサイトへの脅迫的な書き込み示唆
- ④ 暴言・人格否定・差別的な発言
- ⑤ 従業員の自宅や個人情報の調査・特定

「お客様は神様」という意識から対応をためらう管理職も多いですが、**正当なクレームとは明確に区別し**、従業員を守る姿勢が求められます。

事業主の主な義務：5つのポイント

①事業主の方針等の明確化と周知・啓発

カスハラに対して毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の会社方針を明確化し、労働者に周知啓発する必要があります。また、カスタマーハラスメントの内容及びあらかじめ定めた対処の内容を労働者に周知しなければなりません。

②相談体制の整備

従業員がカスハラ被害を相談できる窓口を設置し労働者に周知する必要があります。相談窓口担当者が適切に対応できるようにしなければなりません。

③事案への迅速・適切な対応

カスハラ被害の報告を受けた際は、事実確認を行い、被害従業員への配慮（ペア対応・担当変更・法的対応の検討など）を速やかに実施する必要があります。

④悪質なカスハラへの抑止措置

特に悪質と考えられるカスハラ（執拗な暴言・脅迫・営業妨害・業務遂行を著しく困難にする要求など）への対処方針をあらかじめ定め、労働者に周知するとともに、当該対処を実施できる体制を整備する必要があります。

具体的には、警察への通報基準、弁護士への相談ルート、出入禁止措置や法的措置の検討フローなどを社内手順として明文化することが求められます。

⑤その他

相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ周知しなければなりません。また、相談したことを立有として不利益な取り扱いをされない旨を定め、周知する必要があります。

最後に

カスハラ対策は「コンプライアンス」であると同時に、**従業員の離職防止・採用力向上にも直結する経営課題**です。対策が整っている会社であることは、これからの人材確保においてアドバンテージになります。

法の施行に先立って、悪質なカスハラから従業員を守るためのルールづくりを進めていきましょう。

2026年10月1日から追加される労働条件の明示項目

パートタイマーや契約社員(以下「パート等」)を雇い入れる際の労働条件の明示項目が、2026年10月1日から1つ追加されます。あわせて、見落とされがちな項目も確認しておきましょう。

追加される項目

パート・有期雇用労働法第14条第2項では、パート等から求めがあった場合、会社は正社員との待遇差の内容や考慮事項を説明する義務があります。この「説明を求められる旨」を周知するため、労働条件通知書等への明示が新たに必要となります。

厚労省のモデル通知書の記載例は次のとおりです。

次の窓口に対して、通常の労働者との間の待遇の相違(内容・理由)等について説明を求めることができる。
部署名／担当者氏名(連絡先)

「通常の労働者」は、自社の呼称(「正社員」等)に置き換えても差し支えありません。

■参考リンク

厚生労働省「パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります(令和8年10月1日施行)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001698010.pdf>

※本記事は文書作成日時時点の法令に基づく内容です。

見落とされがちな項目

現行でも、パート等には通常の明示事項に加えて次の4項目が必要です。

- ① 昇給の有無
- ② 退職手当の有無
- ③ 賞与の有無
- ④ 雇用管理の改善等に関する相談窓口

特に④の記載漏れが多く見られます。

また、定年後に「嘱託社員」として有期契約で再雇用するケースもパート・有期法の対象であり、上記4項目と10月1日からの追加項目の記載が必要です。自社のひな形を確認し、不備があれば早めに修正しておきましょう。



スタッフ紹介

福岡中央労務管理事務所
鍋島 優子



鍋島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

Q 趣味を教えてください

A 断捨離です。クローゼットを開けるたび、何か断捨離出来るものはないかと物色してしまいます。家の中も頭の中もスッキリして、ストレス発散になっています。

Q 好きな食べ物はなんですか

A チョコレートや焼き菓子が好きです。毎日のおやつに濃いめのコーヒーと一緒に頂く時間が、心身ともに一番リラックス出来る時間です。

Q 抱負、目標を教えてください

A ピラティスで体幹を鍛えることです。カチカチに硬くなってしまった体を整えていきたいです。

皆様のお役にたてるよう頑張りますので、
宜しくお願い致します。

当事務所について

一つ一つ厳正に、一人ひとりに誠実に。



労務ジャパン株式会社



福岡中央労務管理事務所



当事務所は福岡高等裁判所(新庁舎)の南門から徒歩1分です。
ミニセミナーの開催も行います。ぜひお気軽にお越しください。

〒810-0031 福岡市中央区谷2-14-8

TEL: 092-734-2300 / FAX: 092-734-2301



地下鉄七隈線 六本松駅より徒歩約5分
セブンイレブンが目印です。



すこやか労務月報

[7 月版]
No.110

屋内も良くない。熱中症に要注意 !!

消防庁の統計では、昨年 5 月～9 月の熱中症による救急搬送人員は 10 万 510 人にのぼり、調査開始以降で最多を記録しています。また、熱中症警戒アラートの発表回数も過去最多になりました。発生場所別では住居が最も多くて約 38%で、次いで道路上が約 20%、駅のホームなど屋外の場所が約 12%、工事現場・工場などの仕事場が約 11%などの順になっています。仕事中や屋外よりも屋内で発症するケースが多いことがわかるように、油断大敵だと言えます。

屋内で過ごすときはエアコンの使用はもちろん、リモコンの温度設定だけではなく温度計で室温を確認して、調整をすることが大切です。水分補給も喉が渴いてから飲むのではなく、こまめに補給を。一日 1.5 リットルが目安です。



7 月の
注意ポイント

- その ① 熱中症対策はこまめな水分補給の実行を !!
- その ② 風水害の対策や安全運転も抜かりなく !!
- その ③ 高温多湿期の食中毒や感染症にも注意を !!